

令和6年度 都内における障害者虐待の状況 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

目次

1 養護者による障害者虐待についての対応状況等	1
(1) 相談・通報件数	1
(2) 相談・通報・届出者	1
(3) 事実確認の状況	1
(4) 事実確認調査の結果	2
(5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況	3
(6) 虐待行為の種類	3
(7) 被虐待者の状況	4
(8) 虐待者の状況	5
(9) 虐待の発生要因等	6
(10) 虐待への対応策	7
(11) 虐待等による死亡事例	8
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	9
2-1 区市町村における対応状況等	9
(1) 相談・通報件数	9
(2) 相談・通報・届出者	9
(3) 区市町村における事実確認の状況	10
(4) 都道府県への報告	11
(5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況	11
(6) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、 「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況	12
2-2 都における対応状況等	12
2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について	12
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別	13
(2) 虐待行為の種類	13
(3) 被虐待者の状況	13
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	14
(5) 虐待の発生要因	15
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	15
(7) 虐待等による死亡事例	15
3 利用者による障害者虐待についての対応状況等	16
(1) 区市町村・都道府県における相談・通報件数	16
(2) 相談・通報・届出者(複数回答)	16
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について	16
4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	18

【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

1 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数(表1、表2)

令和6年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、776件であった。令和5年度は685件であり、91件(13.3%)増加した。

表1 養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
件数	371	401	517	685	776
増減	2 (6.3%)	30 (8.1%)	116 (28.9%)	168 (32.5%)	91 (13.3%)

区市町村が受け付けた件数771件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は94.7%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は5.3%であった。

表2 養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	区市町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	730	41	771
構成割合	94.7%	5.3%	100.0%

(注) 構成割合は、区市町村で受け付けた771件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者(表3)

「警察」が32.7%と最も高く、次いで「施設・事業所の職員」が20.5%、「本人による届出」が10.4%であった。※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数776件に対する割合を記載している。

表3 相談・通報・届出者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員
件数	81	31	25	5	40	6	62	159
構成割合	10.4%	4.0%	3.2%	0.6%	5.2%	0.8%	8.0%	20.5%
	虐待者自身	警察	当市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	1	254	55	30	4	25	0	778
構成割合	0.1%	32.7%	7.1%	3.9%	0.5%	3.2%	0.0%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数776件に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表4、表5)

区市町村の対応状況を見ると、区市町村又は都において受け付けた相談・通報776件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例6件を加えた782件のうち「事実確認調査を行った」が702件(89.8%)、「事実確認調査を行っていない」が80件(10.2%)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は13件(1.7%)であった。法第11条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が

404件(51.7%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が285件(36.4%)であった。

事実確認を行っていない事例80件のうち、「(区市町村において)相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」は45件(5.8%)であった。

表 4 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	702	89.8%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	689	88.1%
訪問調査により事実確認を行った事例	404	(51.7%)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	285	(36.4%)
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	13	1.7%
(立入調査のうち)警察が同行した事例	0	(0.0%)
(立入調査のうち)警察に補助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	13	(1.7%)
事実確認調査を行っていない事例	80	10.2%
相談・通報・届出を受け付けた段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	45	(5.8%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	10	(1.3%)
他部署等への引継ぎ	25	(3.2%)
合計	782	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数776件と、前年度市区町村が検討中とした事例6件を加えた782件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が42.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が17.8%、「その他」が44.4%であった。

表 5 事実確認調査不要と判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	0	0.0%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	19	42.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	8	17.8%
その他	20	44.4%

(注) 構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例45件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果(表6)

事実確認調査の結果、区市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下、虐待判断事例という。)の件数は187件であり、事実確認調査を行った件数の25.9%を占めた。なお、事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)は65件(9.0%)であった。

表6 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	187	25.9%
虐待ではないと判断した事例	194	26.8%
虐待の判断に至らなかった事例	277	38.3%
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	65	9.0%
合計	723	100.0%

(注) 構成割合は、前年度に虐待の有無の判断を繰り越した事例(事実確認調査を実施して、虐待の有無の判断を繰り越した事例) 21件と、本年度に事実確認調査を行った件数702件の合計に対するもの。

(5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況(表7-1、表7-2)

表6「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が83.2%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言」が49.2%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が34.7%、「本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が24.0%であった。

表7-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	392	83.2%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	79	16.8%
合計	471	100.0%

(注) 構成割合は、合計(虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例) 471件に対するもの。

表7-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言	193	49.2%
本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	94	24.0%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%
新たに障害福祉サービスを利用	28	7.1%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	18	4.6%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	11	2.8%
定期的な見守りの実施	136	34.7%
その他	15	3.8%

(注) 構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った392件に対するもの。

以下、表6「区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下「虐待判断事例」という。)の187件を対象に、虐待行為の種類、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(6) 虐待行為の種類(表8)

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が56.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が31.0%、「経済的虐待」が19.3%、「放棄、放置」が17.1%、「性的虐待」が1.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは1件であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数187件と一致しない。

表8 虐待行為の種類(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	105	2	58	32	36	233
構成割合	56.1%	1.1%	31.0%	17.1%	19.3%	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数187件に対するもの。

(7) 被虐待者の状況

被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア 被虐待者の性別及び年齢(表9、表10)

性別では「女性」が61.0%、「男性」が39.0%と、「女性」が全体の約6割を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が21.9%と多く、次いで「20～29歳」が20.3%であった。

表9 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	73	114	0	187
構成割合	39.0%	61.0%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

表10 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	13	38	30	34	41	29	2	0	187
構成割合	7.0%	20.3%	16.0%	18.2%	21.9%	15.5%	1.1%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

イ 被虐待者の障害種別(複数回答)(表11)

被虐待者の障害種別では、「精神障害」が44.4%と最も多く、次いで「知的障害」が43.9%、「身体障害」が22.5%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数187人と一致しない。

表11 被虐待者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	42	82	83	4	6	217
構成割合	22.5%	43.9%	44.4%	2.1%	3.2%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

ウ 被虐待者の行動障害(表12)

被虐待者187人のうち、行動障害がある者が全体の20.8%を占めていた。

表12 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動 障害がある	行動障害がある	行動障害がない	行動障害の有 無が不明	合計
人数	18	0	21	143	5	187
構成割合	9.6%	0.0%	11.2%	76.5%	2.7%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

※ 障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)(表13)

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が55.1%と最も多く、「自立支援医療」が23.5%であった。サービスの利用がない者は24.1%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数187人と一致しない。

表13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	区市町村及び都道府県が実施する事業	成年後見制度
人数	103	1	44	19	7	9
構成割合	55.1%	0.5%	23.5%	10.2%	3.7%	4.8%
	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計	
人数	0	10	45	0	238	
構成割合	0.0%	5.3%	24.1%	0.0%	—	

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

オ 虐待者との同居・別居の状況(表14)

「虐待者と同居」が75.9%を占めている状況であった。

表14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	142	41	4	0	187
構成割合	75.9%	21.9%	2.1%	0.0%	—

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

(8) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数187件に対し虐待者数は198人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア 虐待者の性別及び年齢(表15、表16)

虐待者の性別では、「男性」が62.6%、「女性」が37.4%と、「男性」が全体の約6割を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が39.4%と最も多く、次いで「50～59歳」が27.8%、「40～49歳」が13.6%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の約6割以上を占めていた。

表15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	124	74	0	198
構成割合	62.6%	37.4%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数198人に対するもの。

表16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	11	17	27	55	78	9	198
構成割合	0.5%	5.6%	8.6%	13.6%	27.8%	39.4%	4.5%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数198人に対するもの。

イ 被虐待者からみた虐待者の続柄(表17)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が24.2%と最も多く、次いで「母」23.2%、「兄弟」が16.2%、「夫」

が11.1%、「その他」が9.1%、「姉妹」が7.6%の順であった。

表17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘
人数	48	46	22	5	9	3
構成割合	24.2%	23.2%	11.1%	2.5%	4.5%	1.5%
	兄弟	姉妹	その他	合計		
人数	32	15	18	198		
構成割合	16.2%	7.6%	9.1%	100.0%		

(注) 構成割合は、虐待者数198人に対するもの。

(9) 虐待の発生要因等

ア 虐待の発生要因や状況(複数回答)(表18-1、表18-2)

区市町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が34.2%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が25.7%、「虐待者の介護疲れ」が23.5%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が29.9%で最も多く、次いで「被虐待者の行動障害」が9.6%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が43.9%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮(経済的問題)」も16.0%となっている。

表18-1 区市町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	44	48	10	17	12	64	31	12
構成割合	23.5%	25.7%	5.3%	9.1%	6.4%	34.2%	16.6%	6.4%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

表18-2 区市町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

	被虐待者側の要因			家族環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	56	18	8	82	30	27	2
構成割合	29.9%	9.6%	4.3%	43.9%	16.0%	14.4%	1.1%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

(10) 虐待への対応策

ア 分離の有無(表19)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は60人(32.1%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は67人(35.8%)であった。

表19 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	60	32.1%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	67	35.8%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	37	19.8%
その他	14	7.5%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	9	4.8%
合計	187	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数187人に対するもの。

イ 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)(表20)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が42.7%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が34.8%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が14.0%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が13.5%、「その他」が10.7%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が7.9%であった。

表20 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	76	42.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	24	13.5%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	25	14.0%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	14	7.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	62	34.8%
その他	19	10.7%
合計	220	-

(注) 構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数7人を除く178人に対するもの。

ウ 分離を行った事例における対応の内訳(表21)

ア、のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が45.0%と最も多く、次いで「その他」が23.3%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は15.0%であった。

表21 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	27	45.0%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0	0.0%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	0	(0.0%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	9	15.0%
医療機関への一時入院	10	16.7%
その他	14	23.3%
合計	60	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	9	(15.0%)

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数60人に対するもの。

エ 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が14人、「利用手続き中」が7人であり、

これらを合わせた21人のうち、市町村長申立の事例は13人(61.9%)を占めていた。
また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は0人であった。

(11) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 区市町村における対応状況等

(1) 相談・通報件数(表22、表23)

令和6年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、688件であった。令和5年度は728件であり、40件(5.5%)減少した。

表22 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
件数	307	329	428	728	688
増減	31 (11.2%)	22 (7.2%)	99 (30.1%)	300 (70.1%)	-40 (△5.5%)

区市町村が受け付けた件数671件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受案件数は97.6%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受案件数は2.4%であった。

表23 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	区市町村における障害者虐待防止担当部署での受付件数(障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受付件数(障害者虐待防止センターを委託している場合のみ)	合計
件数	655	16	671
構成割合	97.6%	2.4%	100.0%

(注) 構成割合は、区市町村で受け付けた671件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者(表24)

「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が17.3%と最も多く、次いで「本人による届出」「家族・親族」による通報が14.7%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は3.7%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数688件に対する割合を記載している。

表 24 相談・通報・届出者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者
件数	101	101	25	0	10	6	47	119
構成割合	14.7%	14.7%	3.6%	0.0%	1.5%	0.9%	6.8%	17.3%
	当該施設・事業所職員				当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員
	サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員				
件数	23	2	1	91	25	1	25	17
構成割合	3.3%	0.3%	0.1%	13.2%	3.6%	0.1%	3.6%	2.5%
	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計	
件数	14	2	3	1	32	49	749	
構成割合	2.0%	0.3%	0.4%	0.1%	4.7%	7.1%	-	

(注) 構成割合は、相談・通報件数688件に対するもの。

(3) 区市町村における事実確認の状況(表25-1、表25-2)

区市町村の対応状況をみると、区市町村において受け付けた相談・通報671件、都道府県から連絡のあった26件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例57件の計754件のうち、「事実確認調査を行った」が604件(80.1%)、「事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)」が80件(10.6%)、「事実確認調査を行っていない」が70件(9.3%)であった。

区市町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は137件(22.7%)である。また、区市町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が207件(34.3%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が260件(43.0%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が42件(60.0%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が17件(24.3%)であった。

表25-1 区市町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	604	80.1%
虐待の事実が認められた事例	137	(22.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	207	(34.3%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	260	(43.0%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	80	10.6%
事実確認調査を行っていない事例	70	9.3%
相談・通報・届出を受け付けた段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	42	(60.0%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	17	(24.3%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0%)
その他	11	(15.7%)
合計	754	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数(区市町村が直接受け付けた件数671件、都道府県から区市町村へ連絡された件数26件(同一事例で複数の区市町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、区市町村において検討中だった事例57件)の合計754件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が4.8%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が11.9%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が31.0%、「その他」が52.4%であった。

表25-2 事実確認調査不要と判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	2	4.8%
サービスに対する苦情と考えられる事例	5	11.9%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例だった	13	31.0%
その他	22	52.4%

(注) 構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例42件に対するもの。

(4) 都道府県への報告

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の規定により、通報又は届出を受けた区市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和6年度において、区市町村から都へ137件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が137件であった。

(5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況(表26-1、表26-2)

表25-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が41.6%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が54.4%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が28.1%であった。

表26-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	57	41.6%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	78	56.9%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	2	1.5%
合計	137	100.0%

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例137件に対するもの。

表26-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	6	10.5%
サービス等利用計画を見直した	16	28.1%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	3.5%
定期的な見守りの実施	31	54.4%
その他の保護(病院への一時入院等)	1	1.8%
その他	11	19.3%

(注) 構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った57件に対するもの。

(6) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況(表27-1、表27-2)

表25-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が33.8%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が52.5%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が39.2%であった。

表27-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	158	33.8%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)※支援状況不明を含む	297	63.6%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	12	2.6%
合計	467	100.0%

(注) 構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例) 467件に対するもの。

表 27-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	62	39.2%
サービス等利用計画を見直した	24	15.2%
定期的な見守りの実施	83	52.5%
その他	11	7.0%

(注) 構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った158件に対するもの。

2-2 都における対応状況等

区市町村から都へ報告があった137件には、1件の事例に対し、複数の区市町村から報告があった場合も含んでいるため、虐待の事実が認められた事例は108件であった。

2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた108件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別（表28）

「生活介護」が24.1%と最も多く、次いで「共同生活援助」が23.1%、「障害者支援施設」「放課後等デイサービス」が16.7%、「就労継続支援B型」が7.4%の順であった。

表28 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	18	16.7%
重度訪問介護	2	1.9%
行動援護	1	0.9%
生活介護	26	24.1%
短期入所	1	0.9%
自立訓練	1	0.9%
就労移行支援	1	0.9%
就労継続支援A型	2	1.9%
就労継続支援B型	8	7.4%
共同生活援助	25	23.1%
一般相談支援及び特定相談支援事業	1	0.9%
移動支援	4	3.7%
放課後等デイサービス	18	16.7%
合計	108	100.0%

(注1) 構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数108件に対するもの。

(注2) 「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

(2) 虐待行為の類型（表29）

虐待行為の類型は、「身体的虐待」が53.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が41.7%、「性的虐待」が11.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは18件であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数108件と一致しない。

表29 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	58	12	45	8	6	129
構成割合	53.7%	11.1%	41.7%	7.4%	5.6%	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数108件に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の3件を除く、105件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型及び虐待を受けた障害者について集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、105件の事例に対し被虐待者数は116人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア 被虐待者の性別及び年齢(表30、表31)

性別については、「男性」が71.6%、「女性」が28.4%と、全体の約7割が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が22.4%、「～19歳」「40～49歳」が19.8%、「30～39歳」が17.2%、「50～59歳」が14.7%であった。

表30 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	83	33	0	116
構成割合	71.6%	28.4%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数116人に対するもの。

表31 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	23	26	20	23	17	4	3	0	116
構成割合	19.8%	22.4%	17.2%	19.8%	14.7%	3.4%	2.6%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数116人に対するもの。

イ 被虐待者の障害種別(複数回答)(表32)

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が81.0%と最も多く、次いで「身体障害」が21.6%、「精神障害」が18.1%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数116人と一致しない。

表32 被虐待者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	25	94	21	1	0	141
構成割合	21.6%	81.0%	18.1%	0.9%	0.0%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数116人に対するもの。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等(以下「虐待者」という。)の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の5件を除く103件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、103件の事例に対し虐待者数は108人であった。

ア 虐待者の性別及び年齢(表33、表34)

「男性」が73.1%、「女性」が26.9%であった。年齢については、「60歳以上」が20.4%と最も多く、次いで「50～59歳」が15.7%、「30～39歳」が11.1%であった。

表33 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	79	29	0	108
構成割合	73.1%	26.9%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、特定された虐待者108人に対するもの。

表34 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	6	12	11	17	22	40	108
構成割合	5.6%	11.1%	10.2%	15.7%	20.4%	37.0%	100.0%

(注) 構成割合は、特定された虐待者108人に対するもの。

イ 虐待者の職種(表35)

「生活支援員」が54.6%、「管理者」が14.8%、「世話人」が9.3%であった。

表35 虐待者の職種

	人数	構成割合
サービス管理責任者	3	2.8%
管理者	16	14.8%
設置者・経営者	2	1.9%
看護職員	1	0.9%
生活支援員	59	54.6%
職業指導員	4	3.7%
就労支援員	1	0.9%
世話人	10	9.3%
相談支援専門員	1	0.9%
保育士	1	0.9%

児童指導員	4	3.7%
調理員	1	0.9%
重度訪問介護従業者	1	0.9%
その他従事者	4	3.7%
合計	108	100.0%

(注) 構成割合は、特定された虐待者108人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因 (表36)

区市町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が64.1%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が61.2%、「倫理観や理念の欠如」が48.5%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」は約2割、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」は約3割となっている。

表 36 区市町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	66	64.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	63	61.2%
倫理観や理念の欠如	50	48.5%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	21	20.4%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	30	29.1%

(注) 構成割合は、虐待者が特定できなかった5件を除く103件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表37-1、表37-2)

虐待の事実が認められた事例108件のうち、区市町村又は都が行った対応は次のとおりである。

区市町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が42件、「改善計画の提出依頼」が102件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が14件であった。

表 37-1 区市町村による指導等(複数回答)

	件数	
区市町村による指導	施設・事業所に対する指導	42
	施設・事業所からの改善計画の提出依頼	102
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	14

区市町村又は都が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が5件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が2件であった。その他都等による一般指導は31件であった。

表37-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

	件数	
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	5
	改善勧告	2
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	0
	指定の効力の全部又は一部停止	0
	指定取消	0
	合計	7
都・指定都市・中核市等による指導	一般指導	31

(7) 虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

3 利用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 区市町村・都道府県における相談・通報件数(表38)

令和6年度、区市町村及び都で受け付けた利用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は127件であった。このうち、区市町村が受け付けた件数が60件、都が受け付けた件数が67件であった。令和5年度は116件であり、11件(9.5%)増加した。

表38 利用者による障害者虐待の相談・通報件数

	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
件数	64	67	65	116	127
増減	2 (3.2%)	3 (4.7%)	△ 2 (△3.0%)	51 (78.5%)	11 (9.5%)

(2) 相談・通報・届出者(複数回答)(表39)

「本人による届出」が69.3%、「職場の同僚」による通報が7.1%、「家族・親族」による通報が6.3%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が4.7%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数127件に対する割合を記載している。

表39 相談・通報・届出者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等
件数	88	8	3	1	2	6
構成割合	69.3%	6.3%	2.4%	0.8%	1.6%	4.7%

	職場の同僚	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	9	1	1	2	10	131
構成割合	7.1%	0.8%	0.8%	1.6%	7.9%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数127件に対するもの。

(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

令和6年度、都内事業所について、東京労働局で対応を行った件数は195件であった。このうち、事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事例は0件であった。それに対し、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が25件あった。

以下、合計25件の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

ア 虐待行為の類型(複数回答)(表40)

虐待行為の類型では、「経済的虐待」が92.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が16.0%であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例の25件と一致しない。

表40 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	0	0	4	0	23	27
構成割合	0.0%	0.0%	16.0%	0.0%	92.0%	-

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例の件数25件に対するもの。

イ 被虐待者の障害種別(複数回答)(表41)

被虐待者の障害種別について、25件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、25件の事例に対し被虐待者数は31人であった。

被虐待者の障害の種別では、「身体障害」が41.9%と最も多く、次いで「知的障害」が32.3%、「精神障害」が22.6%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数31人と一致しない。

表41 被虐待者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	13	10	7	1	1	32
構成割合	41.9%	32.3%	22.6%	3.2%	3.2%	-

(注) 構成割合は、被虐待者31人に対するもの。

4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

令和6年度末の区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表42に示す。

表42 区市町村における体制整備等に関する状況（令和6年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	54	8	
	構成割合	87.1%	12.9%	
住民への通報義務の周知	市町村数	52	10	
	構成割合	83.9%	16.1%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	56	6	
	構成割合	90.3%	9.7%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	50	12	
	構成割合	80.6%	19.4%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	37	25	
	構成割合	59.7%	40.3%	
障害者福祉施設及び障害者福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	43	19	
	構成割合	69.4%	30.6%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	14	48	
	構成割合	22.6%	77.4%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	37	25	
	構成割合	59.7%	40.3%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市町村数	21	41	
	構成割合	33.9%	66.1%	
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	12	50
		構成割合	19.4%	80.6%
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市町村数	17	45
		構成割合	27.4%	72.6%
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市町村数	8	54
		構成割合	12.9%	87.1%
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市町村数	9	53	
	構成割合	14.5%	85.5%	
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市町村数	18	44	
	構成割合	29.0%	71.0%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	41	21	
	構成割合	66.1%	33.9%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	35	27	
	構成割合	56.5%	43.5%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	29	33	
構成割合	46.8%	53.2%		
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市町村数	28	34	
	構成割合	45.2%	54.8%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	41	21	
	構成割合	66.1%	33.9%	
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	45	17	
	構成割合	72.6%	27.4%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	40	22	
	構成割合	64.5%	35.5%	
	業務指針の作成	29	33	
	構成割合	46.8%	53.2%	
	対応フロー図の作成	43	19	
構成割合	69.4%	30.6%		
事例集の作成	市町村数	5	57	
	構成割合	8.1%	91.9%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	27	35	
	構成割合	43.5%	56.5%	
「保育所等」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	12	50	
	構成割合	19.4%	80.6%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	8	54	
	構成割合	12.9%	87.1%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	11	51	
	構成割合	17.7%	82.3%	
「保育所等」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	10	52	
	構成割合	16.1%	83.9%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービス利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談	市町村数	18	44	
	構成割合	29.0%	71.0%	

(注) 構成割合は、区市町村数に対するもの。